



2026年5月までに 民事訴訟手続のデジタル化 がスタート！

「その前に **m i n t s** を使ってみよう！」

今、mintsを使う理由？

- ☑ 改正民訴法の下では、代理人には電子提出義務があり、mintsの利用が義務付けられます。
*裁判所のシステム障害等の例外事由がない限り、紙では出せません。
- ☑ 今、mintsアカウントを登録・利用することで、改正民事訴訟法の下での円滑な電子申立て等が可能になります。

mintsでできること！

- ☑ 24時間365日提出可能です。
 - ☑ 事務員も補助者アカウントで弁護士のシステム利用をサポートできます。
- 現在、現行mintsに新規申立て機能、電子送達機能等の追加をする改修を段階的に進めています。

mintsアカウントの登録方法

→ 操作説明動画はこちら



- 💡 mintsアカウント登録のために必要なメールアドレスを準備し、担当事件の係属部にアカウント作成を申し出てください。
- 💡 裁判所から、mintsアカウント登録のための招待メールが送付されるので、メールに記載されたURLにアクセスし、所定の事項を入力して、アカウント登録をしてください。

Q 改正法施行後もアカウントをそのまま使えるの？

A. 改正法施行後もアカウントをそのまま使えます。

- ・ 改正法施行後には、アカウント登録の際に、①本人確認資料、②弁護士・司法書士であることを証明する資料の提出が必要になります。
- ・ 改正法施行前には、これらの資料の提出を求めているので、現時点でアカウント登録をする方が簡便です。

Q アップロードできるデータの種類は？

A. 正式書面：PDF (A3又はA4)

参考書面：ワード、エクセルも可 (用紙サイズの制限なし)



※ 現状の仕様であり、今後の改修を検討しています。

※ 正式書面：訴訟記録になる書面 (主張書面、書証の写し等)

参考書面：裁判所と当事者のデータ共有が目的 (和解条項案等)。

▣ 訴訟記録にならない。

※ カラーの場合、紙媒体での提出をお願いする場合があります。

Q 誤アップロードを防ぐには？

A. ブラウザのプレビュー機能で提出前に書面の内容を確認できます。

→ アップロード方法の
操作説明動画はこちら



※ 推奨される動作環境 (ブラウザ)

- ・ Microsoft Edge
- ・ Google Chrome

Q 補助者アカウントは何名まで？

A. アカウントの制限は以下のとおりです。

- ☒ 1ユーザーにつき補助者アカウントを5つまで設定可
- ☒ 補助者1名につき補助者アカウントを3つまで作成可能 (事務員1名に3つまで)

※ アカウントごとに別のメールアドレスが必要です。

民事訴訟手続のデジタル化について知りたい方

～改正民訴法・民訴規則の概要等を解説するショート動画が掲載されています～



mint sについてもっと知りたい方 (初めてご利用の方へ)

